

vol.47-5 (通算 530 号)

2017年8月号

やどかり

2017年8月15日発行
(毎月1回15日発行)1987年12月19日第三種郵便物認可
発行人 公益社団法人やどかりの里

代表者 土橋 敏孝

〒337-0043

さいたま市見沼区中川 562

TEL 048-686-0494

FAX 048-747-7030

定価 50円 (含会費)

すべての人に健康で文化的な生活を

～生活保護引下げ違憲訴訟、4年目の夏を迎えて～

日本国憲法第25条には、「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と明記されています。この文言は、GHQの憲法草案にはありませんでした。

日本国憲法は、1946（昭和21）年4月10日、投票率7割の衆議院総選挙（アメリカの軍政下にあった沖縄県を除く）で選ばれた議員によって審議されました。同年7月から開かれた、帝国憲法改正案委員小委員会は、「党派を超えて、良いものであったならば取り入れよう」と確認し、真剣な議論がなされました。ここで、「すべて国民は健康で文化的な水準に適する生活を営む権利を有する」という規定を入れようと強く主張されたのです。改正案には、すでに国が社会保障や生活保障の立案を行う義務や、幸福追求権が入っているのが無用だとの意見もありましたが、「単に国家が法律を定める義務があることと、国民の権利が保障されることは違う」「幸福追求の権利があっても、生活の安定が得られない者がたくさんいる。民衆の権利を基礎に良くしていくことに生存権の意義がある」ことに、広く賛同を得、盛り込まれたのです。第2次世界大戦の惨禍の下、多くの戦死者、餓死者を出した国家政策の過ちを繰り返してはならないという決意があったのでしょうか。

時を経て、2012（平成24）年12月の衆議院総選挙で自民党が圧勝し、この時の政策公約として「生活保護費1割削減」を示し、生活保護のうち生活費の柱となる生活扶助費が、2013年8月から3回に渡り、平均6.5%、最大10%、生活保護受給者の生活費が全体で670億円削られたのです。その後、期末扶助や住宅扶助の引下げも相次いで断行されました。

生活扶助基準の引下げを違憲とし、2014年8月1日、県内在住の生活保護受給者が訴訟を起こしました。原告は現在33人、やどかりの里のメンバーも原告として立ち上がりました。これまで11回の期日がさいたま地裁で開かれ、憲法や国際人権規約、生活保護法と照らして違法であること、基準改訂にあたって、専門部会の議論を無視し、厚生労働省が独自の計算方式を採用して決め、その理由も明確に示されないなど、引下げの根拠のなさが明らかです。

生活保護を利用している人たちは、元々やりくりが厳しかったところ、引下げによって買う野菜の種類を減らすなど食費を減らし、「頭の中が金、金、節約、節約でいっぱい」の日常となり、友人との交流や冠婚葬祭への出席も控えるという状況に追い込まれています。これが、我が国の「健康で文化的な生活」なのでしょうか。

今年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2017」（骨太の方針）で、「一億総活躍社会」を推進するため、社会保障費の削減を着実に実行とし、生活保護の医療扶助や級地（地域ごとの価格）の見直しなど行うとしました。食べることもままならないような状況を作りながら、どうして「活躍」を求められるのでしょうか。また、安倍首相は、憲法9条に自衛隊を明記する「加憲」という手法で、2020年を目途に憲法を改正すると発言しています。社会保障費を削りながら、本当に国民の命を守るつもりがあるのでしょうか。

政策の過ちを繰り返させてはならない、まさに「いのちの砦」を守る裁判を、引き続き応援していきたい。